

令和四年五月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例 .....	2
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負 担に関する条例の一部を改正する条例 .....	2

第80号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

公益財団法人島根県育英会に対する大学等奨学資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 大学等奨学資金に係る返還債務の免除の規定の追加

ア 貸付金の種類

学校教育法による大学、大学院、短期大学（修業年限2年以上の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第4学年及び第5学年又は修業年限2年以上の認定専攻科に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在学し、かつ、島根県の区域内（以下「県内」という。）に住所を有したことが一定期間ある者、父母が県内に住所を有する者その他知事が定めるこれらに準ずるものに対する資金の貸付けを行う公益財団法人島根県育英会（以下「育英会」という。）に対して貸し付けた資金（以下「県貸付資金」という。）

イ 免除の条件及び範囲

育英会から資金（県貸付資金を原資とするものに限る。）の貸付けを受けた者（以下「被貸与者」という。）が死亡し、又は心身に重度の障害を有することとなり、かつ、被貸与者、その相続人又は連帯保証人のいずれもが貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、育英会が債務を免除したとき。 債務の全部又は一部

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第81号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令等の改正に伴い、地方活力向上地域における県税の特例等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

- (1) 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税の適用期間を2年間延長し、令和6年3月31日までとすること。
- (2) 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税の適用を受ける場合において、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、当該計画の認定から特別償却設備を新設し、又は増設するまでの期間を1年間延長し、3年間とすること。

### (3) 引用する条項の整理

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)及び(2)については、令和4年4月1日以後に特別償却設備を新設し、又は増設した場合に適用する。

## 第82号議案

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

物価の変動等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

公職選挙法施行令の改正に準じて、公費負担の限度額を引き上げること。

### (1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額

区 分	改正前	改正後
一般運送契約以外の契約	1日当たり	1日当たり

自動車借入契約	15,800円	16,100円
燃料供給契約	7,560円	7,700円

(2) ビラの作成に係る公費負担の限度額

区 分	改正前	改正後
ビラの作成枚数が5万枚以下である場合	1枚当たり 7円51銭	1枚当たり 7円73銭
ビラの作成枚数が5万枚を超える場合	1枚当たり 375,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額	1枚当たり 386,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額

(3) ポスターの作成に係る公費負担の限度額

区 分	改正前	改正後
ポスター掲示場の数が500以下である場合	1枚当たり 525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	1枚当たり 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
ポスター掲示場の数が500を超える場合	1枚当たり 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	1枚当たり 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

3 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙について適用する。